

介護保険制度は、医療保険制度と同じ仕組みです。保険料を納めていただくことで、サービスを安く受けることができ、自己負担額が高額になったときに払い戻し（高額サービス費）を受けられます。滞納がある方が実際に介護サービスを使うときには、自己負担額で制限がかけられます。滞納がある方へは催告状の発送をしておりますので今一度確認し、下記係まで連絡してください。

介護保険料の納め忘れにご注意ください

介護保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方 保険料は年金から【天引き】になります。（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から介護保険料があらかじめ天引きされます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

年金支給月	仮 徴 収			本 徴 収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

- 年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めることがあります。次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。
 - ・年度途中で65歳になった場合
 - ・他の市町村から転入した場合
 - ・年度途中で年金の受給が始まった場合
 - ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
 - ・年金が一時差し止めになった場合 など



年金が年額18万円未満の方 保険料を【納付書】または【口座振替】で各自納めます。（普通徴収）

本町が発行する納付書で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

- 保険料納付は口座振替が便利です。

<手続き方法>

- ①利用できる金融機関は、
 - ・北洋銀行本店・各支店
 - ・大地みらい信用金庫本店・各支店
 - ・標茶町農業協同組合本所
 - ・郵便局
 - ②利用する金融機関の通帳と印かん（銀行届出印）を用意して、金融機関窓口で申し込みください。
- ※年度途中で特別徴収（年金天引き）に切り替わったときは、自動的に口座振替を停止します。

もし、滞納したまま介護サービスを利用すると…

	滞納がない方	滞納がある方	2年以上滞納が続いている方
制限内容	特にありません。利用料の1割負担で利用できます。	<ul style="list-style-type: none"> ・一度、全額を負担します。 ・後日、申請すると9割分が戻りますが、一部は保険料に充てられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3割負担になります。 ・自己負担が高額になっても払い戻しがありません
高額サービス費	申請できます。	申請できます。ただし、一部は保険料に充てられます。	申請できません。

- 滞納がある方はサービス利用料の自己負担額が高額になってしまいます。

保険制度は「万が一に備えた制度」です。元気に暮らしていても加齢や突然の病気、ケガ、事故の後遺症で介護を利用することになるかもしれません。介護保険料は「自分に戻ってくるもの」として考え、納め忘れに気をつけましょう。

65歳になられる方へ

問

65歳になってから介護保険の納付書が届きました。国民健康保険税と一緒に介護保険料を3月まで払うことになっているので、納付書で払う介護保険料は二重払いになるのではないのでしょうか？

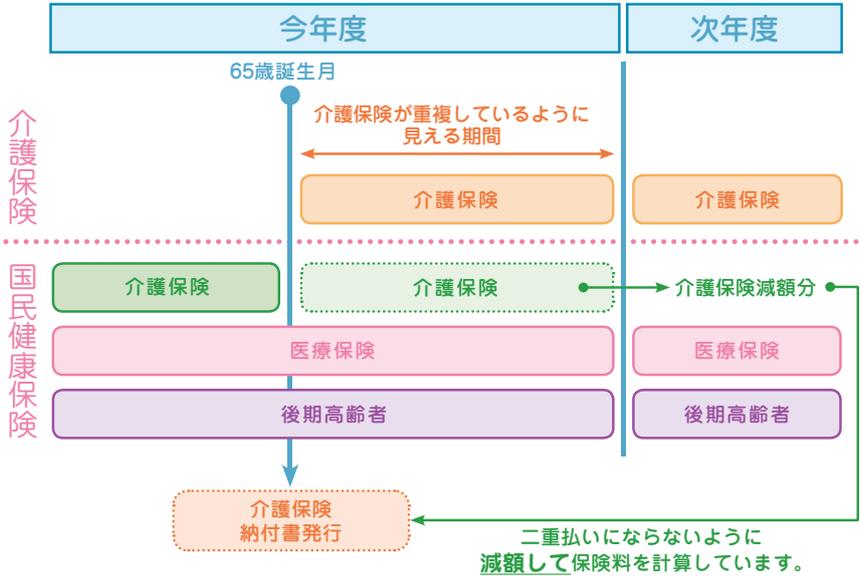
答

65歳になった翌月以降の分を減額して介護保険料を計算しているため、二重払いになることはありません。

国民健康保険の納付書に含まれる介護保険料は64歳までの分を算入しています。国民健康保険は1年分の金額を9回に分けているため、64歳までの介護保険料も9回に分けられています。

そのため、65歳になった翌月に介護保険の納付書が届くと二重払いしているように見えますが、納付書に記載されている介護保険料は65歳になった翌月以降の分を減額して計算しているため、二重払いになることはありません。

●介護保険料のお支払い期間について



●国民健康保険税納付書（2ページ目）

税額の算出

016641 北海道標茶町

通知書番号	納税義務者名	年税額
-------	--------	-----

算出基礎（医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分）

区分	被保険者	所得割算定基礎額	資産割算定基礎額	所得割 ①	資産割 ②	均等割 ③	平等割 ④ 1世帯につき	算出税額 ⑤ ①+②+③+④		
医療				/100	/100	1人:				
介護				/100	/100	1人:				
後期				/100	/100	1人:				
区分	軽減割合	均等割減額 ⑥	平等割減額 ⑦	限度超過額 ⑧	旧被扶養者軽減額 ⑨	減額合計 ⑩ ⑥+⑦+⑧+⑨	端数 ⑪	算出税額 ⑫ ⑤-⑩-⑪	月額増減額 ⑬	年税額 ⑭ ⑫×12
医療										
介護										
後期										
合計年税額 ⑮		特別徴収税額 ⑯ 月～月まで	納付済普通徴収税額 ⑰	この納付通知書で納める額 ⑮-⑯-⑰						

65歳になる月以降の分をマイナスしています

医療・介護・後期を一括合計した金額が表示されます。国保税はこれを9回に均等に振り分けたものです。

ご注意ください

世帯主の方は65歳を過ぎても、家族の中で40歳以上64歳以下の方がいると、その方の介護保険料を国民健康保険税と合わせて支払うという状況もあります。

介護保険料のお支払いに関する問い合わせは……

介護保険料に関して不明な点などありましたら、役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）に問い合わせください。

